

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護保険負担割合判定事務における介護保険システムの変更等について（情報項目の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

**【報告】**

- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部介護保険課）

## 事業の概要

事業名	<p>1 負担割合判定業務</p> <p>2 現物給付審査支払委託業務</p>
担当課	介護保険課
目的	<p>平成30年8月から介護保険の自己負担割合が3割になることに伴い、東京都国民健康保険団体連合会に受給者情報を伝送する受給者情報異動連絡票に、3割負担に関する情報項目を追加するため、介護保険システムを改修するとともに、東京都国民健康保険団体連合会との外部結合の情報項目の追加を行う。</p>
対象者	<p>新宿区の介護保険の要介護（要支援）認定を受けている者又は総合事業の対象者（※1）</p> <p>※1 介護予防・生活支援サービス事業（要介護状態となることを予防するため区が行う事業）を利用する者をいう。</p>
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区は、介護保険給付事務の処理の際、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に審査支払を委託しており、審査支払のために必要な情報項目（別紙2）を受給者情報異動連絡票により、国保連に伝送している。</p> <p>平成30年8月から、現役並み所得（※2）の新宿区の介護保険の要介護（要支援）認定を受けている者又は総合事業の対象者（以下「要介護認定者等」という。）は、介護保険サービスの利用時に3割の自己負担が生じる制度が導入される。新たに3割の負担割合証の発行・管理機能とともに、受給者情報異動連絡票に、「3割負担に関する情報項目」（別紙1）を追加する機能を、介護保険システムを改修して追加する。</p> <p>また、国保連へ「3割負担に関する情報項目」を受給者情報異動連絡票に追加して伝送し、審査支払を行わせるため、委託内容を変更する。（資料50-1）</p> <p>2 対象者 約1,360人（平成29年3月時点推計）</p> <p>※2 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身の場合340万円未満、2人以上の場合463万円未満に該当しないことをいう。（資料50-2）</p>

**件名 介護保険負担割合判定事務における介護保険システムの変更について(情報項目の追加)**

保有課 (担当課)	介護保険課
登録業務の名称	1 負担割合判定業務 2 現物給付審査支払委託業務
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 要介護認定者等 2 記録項目 (1) 負担割合判定業務 別紙1のとおり (2) 現物給付審査支払委託業務 別紙2のとおり 3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ (介護保険システム)
新規開発・追加・変更の理由	介護保険制度の改正に伴い、介護保険法施行令により現役並み所得者の介護保険サービスの自己負担割合が3割に引き上げられることに伴い、3割の負担割合証に関する発行・管理する機能とともに、国保連で行う審査支払業務に必要な負担割合に関する情報項目を伝送する必要があるため
新規開発・追加・変更の内容	3割の負担割合証の発行・管理機能とともに、国保連に伝送する受給者情報異動連絡票に、3割負担に関する情報項目を追加する機能を介護保険システムに追加する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	1 委託先が上記「新規開発・追加・変更の内容」欄に記載の各機能の追加の反映状況を確認するために実施するテストにおいては、ダミーデータを使用させる。 2 委託事業者が行うテスト環境で一連のプログラムの動作確認や処理が正常終了できるかの確認、本番環境への移行については、区職員が行う。また、実データを用いての機能の検証も区職員が行う。 3 委託事業者に、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。
新規開発・追加・変更の時期	本審議会承認後 開発着手 (予定) 平成30年8月から改修後の介護保険システム稼働

## 件名 介護保険受給者台帳情報に係る東京都国民健康保険団体連合会との外部結合について(結合項目の追加)

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	現物給付審査支払業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 要介護認定者等 2 記録項目 別紙2のとおり
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	国保連に3割負担に関する自己負担割合の情報項目を伝送して(※)、上記業務において、負担割合に応じた介護保険給付の審査支払を行うため ※ 下線項目は、今回諮問する項目
結合の形態	専用光回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信
結合の開始時期と期間	平成30年8月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区の情報保護対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国保連の受付け専用サーバと1対1で接続する。</li> <li>(2) 使用するパソコンは国保連との伝送専用とする。</li> <li>(3) 送信する交換情報ファイルは暗号化し、特定相手以外は解読不能とし、盗聴、改ざんを防ぐ。</li> <li>(4) 介護保険システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォールを設ける。</li> <li>(5) 国保連との専用パソコンの操作については、パソコン本体へのログイン時、回線接続時、伝送ソフトへのログイン時、それぞれにパスワード等で確認措置をとり、適正な操作権限を持っているかチェックを必ず行う。</li> <li>(6) 「新宿区情報セキュリティポリシー」を厳守する。</li> </ol> </li> <li>2 国保連の情報保護対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保険者専用ネットワークの回線番号により新宿区の端末であることの確認を行う。</li> <li>(2) ユーザID、パスワードによる利用者チェックを行う。</li> <li>(3) 送信する交換情報ファイルは、暗号化し、特定相手以外は解読不能とし、盗聴、改ざんを防ぐ。</li> <li>(4) ファイアウォールによる不正なアクセスの阻止を図る。</li> <li>(5) 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を厳守する。</li> </ol> </li> </ol>

## 件名 現物給付審査支払業務(介護保険事務)の委託について(業務内容の変更)

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	現物給付審査支払業務
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 要介護認定者等 2 記録項目 別紙2とおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(介護保険審査支払等システム)
委託理由	介護保険法においては、事業者の介護報酬の請求に対する内容の審査及び事業者への支払いに関する事務(以下「現物給付審査支払業務」という。)は、保険者から国保連への委託を前提として規定されている。国保連は、全国の事業者からの請求情報を処理できるシステムを運用しており、本件委託により、広域的に行われる現物給付審査支払業務を正確に、迅速かつ効率的に行うことができる。
委託の内容	現物給付審査支払業務において、 <u>利用者の自己負担割合(3割)</u> に応じた介護保険給付の審査支払を行う。 ※ 下線部分は、今回諮問する部分
委託の開始時期及び期限	平成30年8月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も、同様の委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙3及び別紙4)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には「特記事項(別紙4)」を付す。 3 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を遵守させる。 2 データ保護管理者及び補助管理者並びにデータ保護担当者、個人情報保護管理責任者をあらかじめ指定させる。

## 件名 現物給付審査支払業務(介護保険事務)の再委託について(業務内容の変更)

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	現物給付審査支払業務
委託先(再委託先)	<p>【委託先】 東京都国民健康保険団体連合会</p> <p>【再委託先】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 みずほ情報総研株式会社</li> <li>2 株式会社 電算</li> <li>3 富士通株式会社</li> </ol>
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 要介護認定者等</li> <li>2 記録項目 別紙2のとおり</li> </ol>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(介護保険審査支払等システム)
再委託理由	<p>介護報酬の審査及び支払事務等のうち、データ入力業務や給付支払システムの管理運用等については、専門的な技術及びノウハウが必要であり、迅速かつ効率的に業務を行うため、再委託する。</p> <p>また、現行「現物給付審査支払業務」については、上記の各事業者に再委託しているため、利用者の自己負担割合(3割)に応じた介護保険給付の審査支払事務についても、上記の各事業者に再委託し、業務の的確性、効率性を図るものとする。</p>
再委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 みずほ情報総研株式会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等の審査支払事務に関するコンピュータシステムのサポート業務</li> </ul> </li> <li>2 株式会社 電算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ入力業務</li> </ul> </li> <li>3 富士通株式会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険審査支払等システム及び当該システムに係るネットワークの稼働状況に係る管理・監視・定期報告</li> <li>・データのバックアップ処理</li> <li>・サーバー室への入退館管理業務等</li> </ul> </li> </ol>
再委託の開始時期及び期限	平成30年8月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も、同様の再委託を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙3及び別紙4)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。</li> <li>2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙4)」を付す。</li> <li>3 契約履行の間、特記事項(別紙4)19、22に基づき、区が直接再委託先に対して必要に応じ、調査を実施するとともに、報告を求める。</li> </ol>

<p>再受託事業者に行わせる 情報保護対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 みずほ情報総研株式会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退室管理システムにより、デジタルカード、ビームセンサーの連動による人数制御実施及び入退室ログなどの管理を実施させる。</li> <li>・携帯電話の持込みを禁止し、電子記録媒体の持込みが必要な場合は事前に情報管理責任者の承認をすることにする。</li> <li>・防犯用カメラをコンピュータ室内の各要所に設置し、有人にて24時間監視のうえ録画させる。</li> </ul> </li> <li>2 株式会社 電算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業ルームには私物の持込みを禁止し、作業ルーム出入りの際には管理者が不正な持込み・持出しを確認しているほか、監視カメラによる抑止措置を講じさせる。</li> </ul> </li> <li>3 富士通株式会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン（経済産業省）」に基づくセキュリティポリシーを定めさせ、運用させる。</li> <li>・委託先は、再委託先が業務を行うに当たり、無断で個人情報データにアクセスすることのないように、再委託先に、システム操作権限の設定等のセキュリティ対策を実施させる。</li> <li>・委託先は、再委託先及び第三者が個人情報データを解読することができないように暗号化等保護対策を講じさせる。</li> </ul> </li> </ol>
-------------------------------	--

## (別紙1)

### 情報項目

介護保険システムの改修により登録される情報項目（負担割合判定業務）（※）

- ・被保険者基本情報（被保険者番号、住民番号、被保険者氏名、生年月日、年齢、住所、性別）
- ・負担割合判定情報（利用者負担割合（1割、2割）、交付日、交付事由、設定事由、適用期間、判別理由（非課税世帯（1割）、合計所得160万円未満（1割）等の所得状況による判定結果を表示））
- ・所得情報（合計所得金額、公的年金収入金額、年金所得金額、その他の合計所得金額）
- ・世帯情報（1号世帯員数、世帯判定金額）

### 追加の情報項目

- ・利用者負担割合（3割）
- ・判別理由（合計所得220万円以上（3割）、合計所得220万円未満（2割）等の所得状況による判定結果を表示）

※ 平成27年第1回本審議会承認事項(情報項目)。

※ 下線項目は、今回諮問する項目。



## 情報項目

現在の情報項目（現物給付審査支払委託業務）（※）
<p>           保険者番号、被保険者番号、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、資格喪失年月日、老人保健市町村番号、公費負担者番号、申請年月日、みなし要介護区分コード、要介護区分コード、認定有効期間開始日、認定有効期間終了日、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業所番号、居宅サービス計画適用開始年月日、居宅サービス計画適用終了年月日、支給限度基準額、上限管理適用期間開始年月日、上限管理適用期間終了年月日、公費負担上限額の有無、償還払い化開始年月日、償還払い化終了年月日、給付率引下げ開始年月日、給付率引下げ終了年月日、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始年月日、標準負担区分コード、標準負担額、標準負担額提供開始年月日、標準負担額提供終了年月日、利用者負担限度額、保険者番号（後期高齢）、被保険者番号（後期高齢）、保険者番号（国保）、被保険者証番号（国保）、個人番号（国保）、住所地特例者の情報（住所地特例対象者区分コード、施設所在保険者番号、住所地特例適用開始年月日、住所地特例適用終了年月日）、<u>自己負担割合の情報（2割負担適用開始年月日、2割負担適用終了年月日）</u>、保険制度コード、保険者名称、異動区分、補正済自己負担額送付区分、支給申請書整理番号、支給申請区分、支給申請形態、申請代表者氏名、申請代表者住所、申請代表者電話番号、申請年月日、自己負担額証明書交付申請の有無、支給方法、口座管理番号、金融機関コード、店舗コード、口座種目、口座番号、口座名義人（カナ）、振込先口座管理番号、自己負担額証明書整理番号、対象年度、対象計算期間、被保険者期間、各月の自己負担額、うち70歳～74歳の者に係る負担額、高額介護（予防）サービス費支給額（70歳未満）、高額介護予防サービス事業費支給額（70歳未満）、高額介護（予防）サービス費支給額（70歳～74歳）、高額介護予防サービス事業費支給額（70歳～74歳）、自己負担額年度合計、うち70歳～74歳の者に係る負担額年度合計、高額介護（予防）サービス費支給額年度合計（70歳未満）、高額介護予防サービス事業費支給額年度合計（70歳未満）、高額介護（予防）サービス費支給額年度合計（70歳～74歳）、高額介護予防サービス事業費支給額年度合計（70歳～74歳）、宛先氏名、宛先住所、証明書発行年月日、証明書発行者名、証明書発行者住所、問合せ先住所、問合せ先住所名称、問合せ先住所電話番号、計算結果送付先情報、計算結果送付先住所、計算結果送付先名称、計算結果送付先電話番号、給付実績作成区分コード、決定年月日、自己負担総額、支給額、処理年月、個人番号、交換情報識別番号、個人番号異動（訂正）年月日、異動事由、異動（訂正）区分コード         </p>

## 追加の情報項目

自己負担割合の情報（3割負担適用開始年月日、3割負担適用終了年月日）

※ 平成11年度第4回本審議会承認事項（情報項目）、平成21年度第4回本審議会承認事項（情報項目の追加）、平成26年度第7回本審議会承認事項（情報項目の追加）、平成28年度第6回本審議会承認事項（情報項目の追加）、平成29年第5回本審議会承認事項（情報項目の追加）

※ 下線項目は、今回諮問する項目。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
  - ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

#### **（資料等の返還等）**

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **（個人情報を取り扱う従事者の指定）**

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **（業務に関する報告）**

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **（監査等）**

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **（従事者に対する教育）**

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **（事故発生時等における報告）**

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **（公表等）**

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

#### **（損害の賠償）**

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
  - (1) 甲 新宿区長
  - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
  - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

### (秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### **(再委託の禁止)**

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査)**

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(甲の報告要求、調査及び指導等)**

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

#### **(公表等)**

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。